

土木建築部 における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設業課	沖縄県土木工事積算システムメンテナンス委託業務	令和5年4月1日	39,380,000	(一財)日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂5丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
2	技術・建設業課	BV CADソフトサポート業務委託	令和5年4月1日	1,628,000	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2丁目8番12号NKビル9階	第167条の2第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者にバージョンアップ、バグ等の対応を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
3	技術・建設業課	令和5年度建設業許可・経営事項審査電子申請システム電算処理業務	令和5年4月1日	2,807,904	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-1-24	第167条の2第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び、建設業許可及び経営事項審査データの電子申請と電算処理を行うものであり、当該業務を実施できるのは当該システムを保有している同財団のみであるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
4	技術・建設業課	コリンズ・テクリス検索システム利用料	令和5年4月3日	1,176,142	(一財)日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂5丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	工事実績及び測量調査設計業務実績情報システムを使用できるサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
5	技術・建設業課	営繕積算システムRIBC2賃貸借	令和5年4月3日	1,199,550	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25-33	第167条の2第1項第2号	営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	技術・建設業課	建設業情報管理システム電算処理業務	令和5年4月3日	7,695,000	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-1-24	第167条の2第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用する情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
7	技術・建設業課	企業情報等提供サービスの利用に関する契約	令和5年4月3日	1,980,000	(一財)建設業技術者センター	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	第167条の2第1項第2号	建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報などの情報を提供するサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
8	技術・建設業課	沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託	令和5年4月3日	10,465,000	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	沖縄県那覇市字小禄1831-1沖縄産業支援センター314号	第167条の2第1項第2号	企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、審査委員会で提案内容を審査の上、総合得点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
9	技術・建設業課	令和5年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その1)	令和5年4月14日	7,007,000	(一財)経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久米2-2-20	第167条の2第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、別途作成する単価データと平均化した後、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
10	技術・建設業課	令和5年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その2)	令和5年4月14日	5,654,000	(一財)建設物価調査会沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁目1番1号	第167条の2第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
11	技術・建設業課	令和5年度 沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託	令和5年5月12日	15,158,000	(公財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、リサイクル資材の認定に係る新規申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を適正に行い評価委員会に諮る業務であり、品質管理確認のための工場立入検査は公平・公正に実施する必要がある。公平性や中立性が求められる公益性の高いこれらの業務を履行できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	技術・建設 業課	令和5年度フ ライアッシュコ ンクリートに関 する品質確保等 検討業務委託	令和5年 5月12日	9,933,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、現在の沖縄県におけるフライアッシュコンクリート配合・施工指針(以下、FAC指針)では品質・性能が確認されていないフライアッシュ(HrFA)を、FAC指針に追加するため、令和4年度までに行った各種試験結果を整理し、FAC指針改訂(案)を作成する。</p> <p>作成にあたっては、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフライアッシュコンクリートの特性を熟知していること」、「FAC指針を用いてコンクリートを製造・設計・施工する機関等と利害関係のない公正・公平な立場で検証すること」が求められる。</p> <p>沖縄県建設技術センターはこれらの要件を備えた唯一の機関であるため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
13	用地課	用地事務支援 システム運用 機器等の賃貸 借契約	令和5年5 月19日	2,455,200	株式会社創和ビジネス・ マシズ	沖縄県那覇市泉崎二丁 目23番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>稼働しているシステムと当該システム運用機器については、一体的に利用され密接な関係となっており、既存システム及び機器に不具合が発生した場合に責任の所在が不明確とならないよう対策が必要である。</p> <p>また、用地取得に関するデータ移行等の作業も生じるため、システム開発者である創和ビジネス・マシズへ履行させることで、既存システムの円滑な移行作業を行うことが可能となるため。</p>	・長期継続 契約 ・特命随意 契約
14	河川課	令和5年度公 共土木施設情 報管理業務委 託(河川)	令和5年4 月27日	2,893,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13 号	令第167条 の2第1項第 2号	<p>本業務は、前年度に竣工した工事を対象に、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川管理に関する基礎資料の作成及び竣工図面等を「公共施設情報管理システム」へ反映させる業務である。</p> <p>本業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を公益財団法人 沖縄県建設技術センターが有するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約とした。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	海岸防災課	令和5年度 土砂法基礎調査照査業務委託	令和5年6月14日	3,091,000	(一財)砂防フロンティア整備推進機構	東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館	第167条の2 第1項第2号	土砂災害防止法に基づく基礎調査は、土砂災害から生命及び身体を保護するため、土石流や急傾斜地の崩壊、地すべりの各現象の流体力や衝撃力を算出し、私権制限の生ずる特別警戒区域等を設定するものであり、指定区域が県民の生命及び身体を保護に深く関わることからその信頼性が強く求められる。区域照査にあたり、当該法人は令和5年3月までに全国で約122,000箇所での照査実績を有しており、また、公益財団法人砂防学会とも協力をしている。 上記より、業務を遂行する技術力、情報、知識を有している唯一の機関であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
16	港湾課	令和4年度カーボンニュートラルレポート形成計画検討業務委託(その2)	令和5年5月22日	24,948,000	いであ(株)・(株)国建共同企業体	①いであ(株) 沖縄県那覇市安謝二丁目6番19号 ②(株)国建 沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があり、提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として最も優れた提案を行った左記の業者が特定されたため契約の相手方として契約した。 本業務は、受注者を特定する際に、当該業務にかかる実施体制、実施方針、技術提案書に関する提案書による評価も重要であるためプロポーザル方式により契約を行った。	
17	港湾課	令和5年度宜野湾港調査検討業務委託	令和5年6月27日	14,384,700	株式会社 地域開発研究所	東京都台東区東上野2-7-6	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として業務を遂行できる提案であることが確認できたため、左記の業者を特定し契約の相手方として契約した。 本業務は、受注者を特定する際に、当該業務にかかる実施体制、実施方針、技術提案書に関する提案書による評価も重要であるためプロポーザル方式により契約を行った。	
18	空港課	R5下地島空港及び周辺用地の利活用促進支援業務	令和5年6月9日	11,964,040	PwC アドバイザリー合同会社	東京都千代田区大手町1丁目1番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール分岐器修繕業務(R5)	令和5年5月18日	98,208,000	沖縄都市モノレール株式会社	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2第1項第2号	本業務は営業区間で行われる修繕工事であり、県と沖縄都市モノレール株式会社が締結している「沖縄都市モノレール関連施設の大規模修繕に関する覚書」において、沖縄都市モノレール株式会社が本業務を受託して実施することを定めているため。	特命随意契約
20	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール分岐器配線設計業務	令和5年6月21日	2,255,000	電気技術開発株式会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	本業務は、沖縄都市モノレール輸送力増強事業(インフラ部)における分岐器及び制御機器の配線設計を行う業務であり、モノレールの信号保安設備や電車線に関する技術的知見が求められることに加え、これまでの設計の経緯等を熟知した者が一貫した設計を行う必要があることから、沖縄都市モノレール(株)発注の「沖縄都市モノレール3両化に伴う電気設備詳細設計業務委託」を履行した受注者以外の者に履行させることが困難であり、競争入札に適さないため。	特命随意契約
21	都市公園課	令和5年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援委託業務	令和5年6月1日	11,744,700	一般社団法人 日本公園緑地協会	東京都千代田区岩本町3丁目9番13号岩本町寿共同ビル	第167条の2第1項第2号	指定管理に係る財務調査、入館者数の対前年増減に係る分析、課題解決に向けた検討など、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務となっていることから、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた効果を期待できるため。	
22	首里城復興課	沖縄県公式首里城復興サイト保守・運営業務委託	令和5年4月1日	1,534,720	沖縄セルラーアグリ&マルシェ(株)	沖縄県那覇市松山1-2-1	第167条の2第1項第2号	同サイト設計・構築事業者でなければ、保守業務を行うことは困難であるため、令和2年度システム構築以来、同一の社を契約の相手方としている。 なお、令和2年度のシステム構築業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	首里城復興課	令和5年度首里城歴史文化継承基金事業委託業務	令和5年5月8日	7,800,000	一般財団法人沖縄美ら島財団	沖縄県国頭郡本部町字石川888	第167条の2第1項第2号	<p>本事業履行には、首里城に係る伝統的な建築等技術に係る研修を実施した実績を有すること、継承に向けて首里城及び関係団体等と継続して関わっていける組織であることが求められる。</p> <p>一般財団法人沖縄美ら島財団は、文化庁の伝承者養成事業を活用し、首里城に係る伝統的な建築等技術(塗装、瓦葺)の研修を実施した実績を有する団体であるとともに、これまで首里城公園指定管理者として城郭内の維持補修作業にも携わっており、首里城公園の指定管理者として継続して首里城に関わることが出来るため、研修で育成した人材の情報やノウハウを蓄積し、継承することが可能であることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
24	首里城復興課	令和5年度首里城復興基金事業製作検討業務	令和5年4月20日	218,537,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、「製作及び監修方針」について優れており、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p>	
25	首里城復興課	首里城正殿赤瓦用金型製作および検討業務委託	令和5年4月20日	49,821,200	一般社団法人ものづくりネットワーク沖縄	沖縄県うるま市勝連南風原5192-30	第167条の2第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、「金型製作に係る技術提案」について優れており、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p>	
26	首里城復興課	令和5年度首里城扁額製作検討業務	令和5年4月26日	71,643,000	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、「試作・製作および監修業務」について優れており、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	下水道課	宜野湾浄化センター第3系2号汚泥消化タンク機械設備工事M23	令和5年6月22日	634,700,000	三菱化工機(株)・大発工業(株)・(株)大設特定建設工事共同企業体 ①三菱化工機(株)沖縄支店 ②大発工業(株) ③(株)大設	①沖縄県那覇市おもろまち二丁目5番37号 ②沖縄県宜野湾市伊佐3丁目13番6号 ③沖縄県宜野湾市伊佐3丁目18番3号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	本工事は、令和5年5月8日に総合評価落札方式(簡易I型)による入札に付き、共同企業体1者から応札があり2回の再入札を行ったが、予定価格超過で不落となった。適正工期を確保するためには、設計を見直す等の時間的な余裕がないことから、左記業者と随意契約を行った。	
28	建築指導課	令和5年度被災建築物の応急危険度判定体制整備業務	令和5年4月12日	2,237,400	公益社団法人 沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4-26	第167条の2第1項第2号	応急危険度判定は地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定し、その結果を表示する制度であり、本業務では、応急危険度判定士の養成、模擬訓練業務を委託するものである。同法人は、熊本地震での派遣実績を有する他、応急危険度判定及び同訓練の技術・ノウハウを持つ唯一の団体であるため。	特命随意契約
29	建築指導課	建築行政共用データベースシステム(総合管理センター環境)利用契約	令和5年4月1日	3,440,250	一般財団法人建築行政情報センター	東京都新宿区神楽坂1-15	第167条の2第1項第2号	同システムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターが行っており、同社以外に契約できる機関はないため。	特命随意契約
30	建築指導課	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務	令和5年4月1日	1,762,000	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	第167条の2第1項第2号	宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である同機構にその開発を委託しており、当該システムを熟知した同機構が運用管理も一元化して担うことが最適だと判断されるため。	特命随意契約
31	住宅課	県営住宅建物明渡等強制執行業務委託	令和5年4月3日	2,940,000	沖縄県住宅供給公社	那覇市旭町114番地7	第167条の2第1項第2号	本業務は入居者情報や住戸のカギを取り扱うことから個人情報及び施設管理の面から指定管理者に業務を委託する必要があるため。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	住宅課	令和5年度住まいの総合相談窓口整備業務	令和5年4月3日	8,446,900	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2 第1項第2号	<p>当該業務は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住まいの総合相談窓口を開設し住宅等に関する情報提供や各種相談など、県民の多様なニーズに対応していくことで、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものである。</p> <p>情報提供、相談内容では「賃貸住宅(原状回復、隣人の騒音等)に関すること。」「住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)に関すること。」「住宅等の法律・税金・登記に関すること。」など、ソフト・ハードの面で多岐にわたる。</p> <p>このことから、業務を担う条件として、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められる。沖縄県住宅供給公社は、1966年に設立され、これまで分譲住宅や賃貸住宅の建設、公営住宅の維持管理など、県民によりよい暮らしの提供や、住宅行政の推進に取り組んでおり、住宅等建設に関する資金運営・技術力などの知識、トラブル調整・対応などの豊富な経験を有している。これまでの業務実績は県民に認知され、公平性に加え安心感や信頼度も高いことから本業務の成果を十分に発揮するものとして期待できる。</p> <p>以上のことから、沖縄県随意契約ガイドライン「5 随意契約の適用基準(2)④」において、本契約の性質及び目的に沿って履行できる唯一の公共団体である。</p>	特命随意契約
33	住宅課	県営住宅及び集会所の火災保険料	令和5年4月19日	29,729,161	公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目 タワー21階	第167条の2 第1項第2号	<p>地方自治法第263条の2で規定される、地方公共団体が火災等による財産の損害に対し相互救済事業を実施する際に議会の議決を経て委託することができる全国的な公益法人であるため</p>	特命随意契約
34	住宅課	令和5年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(本島地区)	令和5年4月3日	11,746,627	沖縄県住宅供給公社・当山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②弁護士法人当山法律事務所	①沖縄県那覇市旭町114番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号松尾公園テミスビル4階	第167条の2 第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。</p>	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	住宅課	令和5年度沖縄 県営住宅家賃 等長期滞納整 理業務(宮古・ 八重山地区)	令和5年 4月3日	3,950,467	県営住宅の未収金解消を 目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律会計事務 所	①沖縄県宮古島市平良 字西里1107-7 ②沖縄県那覇市天久2- 10-28	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
36	住宅課	県営住宅使用 料等集金代行 業務	令和5年 4月1日	1,100,000	株式会社 沖縄債権回収 サービス	沖縄県那覇市西1丁目19 番7号	第167条の2 第1項第2号	法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収を行う体制を有しており、系列グループ外の債権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であるため	特命随意 契約
37	住宅課	県営住宅電算 システム運用 支援業務	令和5年 4月1日	10,524,492	富士通Japan(株)沖縄支 店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用を期するため、開発先の富士通株式会社沖縄支店と随意契約することが適当であると判断したため。	特命随意 契約
38	施設建築 課	県営高原団地 建替工事設計 意図伝達業務 (第1期)その2	令和5年6 月6日	2,563,000	(有)かなえ設計・(有)朗 設計・(有)環境空間 設 計共同体	①沖縄県那覇市字仲井 真400-1番地 海邦産 業ビル302号 ②沖縄県宜野湾市普天 間2-7-9 ③沖縄県名護市宮里7- 2-3	167条の2第 1項第2号	本業務は、県営高原団地建替工事(第1期)の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。 設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(H31-告示第98号 別添第一、三) したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。 県営高原団地建替工事(第1期)の実施設計業務は、令和元年度に一般競争入札により「県営高原団地建替工事实施設計業務(第1期)」として、「(有)かなえ設計・(有)朗設計・(有)環境空間 設計共同体」が受注しており、令和3年3月に完了している。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	施設建築課	令和5年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(技術審査)	令和5年6月19日	4,312,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>申請書の審査にあたっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要があるため、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>当該相手方は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。</p> <p>以上から、公益財団法人沖縄県建設技術センターに委託することが適当である。</p>	特命随意契約
40	施設建築課	名護青少年の家大規模改修工事監理業務	令和5年6月28日	4,181,100	(株)大尚設計	沖縄県名護市宇茂佐の森1-15-12	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事内容は、名護青少年の家の建築、電気及び機械設備を含めた大規模な改修工事であり、施設を運営しながらの工事となっている。</p> <p>当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行っており、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該施設は主に県内の学校を対象とした集団宿泊をする施設である。宿泊は通年してあるが、浴室や厨房、昇降機の改修工事のため12月～1月にかけて休館とすることで設計時に調整を行った。休館期間が2ヶ月間と限られていることや改修範囲が広いことから施工上の制約が非常に大きい。</p> <p>限られた工期内で工事を遂行するためにも、監理による効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要がある。</p> <p>左記相手方は、設計業務を担当していることから、施設管理者との調整、現場調査及び計画の決定に至る過程も熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	施設建築課	県立武道館及び奥武山水泳プール中央監視設備等更新工事監理業務	令和5年6月28日	2,640,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事は、県立武道館及び奥武山水泳プールの中央監視設備等を更新する内容であり、施設を運営しながらの工事となっている。</p> <p>当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行なったものであり、状況を確認しながら工事を進めるため、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該施設は、年間を通して利用者が多いことから、中央監視設備等の更新工事を行う際には、施工上の制約が非常に多い。そのため、不測の事態に迅速に対応するためにも、工事の監理者は、施設や中央監視設備の状況、施設の利用状況、管理者の要望等を十分に把握している必要がある。</p> <p>左記相手方は、設計業務の実施を通じ、施設や中央監視設備の状況把握等に精通していることから、左記相手方と監理契約を結ぶことにより、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約
42	北部土木事務所	北部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(R5)	令和5年4月13日	3,443,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、道路法に基づく特車両通行許可申請における書類審査等の技術支援業務である。</p> <p>当該法人は、沖縄県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「OCTC公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権を有しており、審査において便覧に該当がない交差点、橋梁等について、同システムを活用した円滑な審査が可能となることから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
43	北部土木事務所	北部管内フラワークリエイション業務委託(R5-4)	令和5年4月28日	8,085,633	社会福祉法人 豊饒会	本部町字渡久地493-1	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールするものである。</p> <p>障害者支援施設である当該法人より、本業務に対する参加要請があったことから、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	北部土木 事務所	北部管内道路 及び河川ボラン ティア支援業務 委託(R5)	令和5年5 月11日	11,044,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できることから、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
45	北部土木 事務所	県道115号線 道路台帳調書 作成業務委託 (R5-1)	令和5年5 月17日	1,683,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道115号線の道路台帳図作成に関わる、道路台帳調書関連照査を行う業務である。 道路台帳の調書については、当該法人が一元管理を行っていることから、本業務においても当該法人において実施し、一元管理することが今後の道路管理上も必要であるため、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
46	北部土木 事務所	北部管内道路 台帳調書作成 業務委託(R5)	令和5年6 月7日	4,114,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、国道449号(旧道)の道路台帳図作成に関わる、道路台帳調書関連照査及び道路台帳調書作成を行う業務である。 道路台帳の調書については、当該法人が一元管理を行っていることから、本業務においても当該法人において実施し、一元管理することが今後の道路管理上も必要であるため、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
47	北部土木 事務所	機械警備シス テム賃貸借契 約	令和5年4 月1日	990,000	株式会社 琉球警備保安警備隊	沖縄市与儀1丁目7番5号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、我喜屋ダム(伊平屋島)の機械警備システム賃貸借で、機械警備システムの設置及び障害が発生した場合の機器の修理・交換を求めている。警備業指名競争入札参加資格者名簿及び沖縄警備協会会員の中から中部・北部の業者で、対応可能な業者は1者のみであった。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
48	中部土木 事務所	令和5年度 性能規定型道路 除草等業務委託(中部管内その3)	令和5年4 月20日	17,820,000	有限会社 緑新開発	沖縄県沖縄市池原2丁目 10番35号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があり、うち1社は辞退したため、1社から提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	
49	中部土木 事務所	中部管内渋滞 対策検討業務委託(R5-1)	令和5年5 月31日	13,816,000	中部管内渋滞対策検討 業務委託(R5-1)オリコ ン・大東エンジ共同企業 体 ①株式会社オリエン タルコンサルタンツ ②株 式会社大東エンジニアリ ング	①沖縄県那覇市久茂地2 丁目22番10号 ②沖縄県浦添市勢理客4 丁目16番9号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2件の共同企業体から応募があり提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、左記相手方が受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	
50	中部土木 事務所	中部管内渋滞 対策検討業務委託(R5-2)	令和5年5 月31日	19,943,000	中部管内渋滞対策検討 業務委託(R5-1)オリコ ン・大東エンジ共同企業 体 ①株式会社オリエン タルコンサルタンツ ②株 式会社大東エンジニアリ ング	①沖縄県那覇市久茂地2 丁目22番10号 ②沖縄県浦添市勢理客4 丁目16番9号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3件の共同企業体から応募があり提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、左記相手方が受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	中部土木 事務所	中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 5)	令和5年4 月14日	3,762,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>1. 業務概要 本業務は、中部土木管内の道路の保全を図るため、道路法に基づく特殊車両通行申請等に係る技術支援や書類審査を行うものである。</p> <p>2. 随意契約及び相手方選定の理由 特殊車両通行申請は貨物輸送の他、建設車両系が多いことから、工事受注者等と利害関係が無い独立した機関で審査することが求められ、競争入札に適しない。 沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県及び市町村の出捐により設立され、民間事業者と利害関係の無い独立した機関であり、公正・中立の立場で審査を行うことができる。 本業務は、平成30年度から建設技術センターへ委託し、円滑、公平、公正に事務処理が遂行されている。 よって、地方自治法施行令第167号の2第1項2号に基づき、随意契約を行う。</p>	特命随意 契約
52	中部土木 事務所	幸地インター線 工事調整会議 業務委託(R5- 2)	令和5年4 月27日	1,375,000	株式会社中央建設コンサル タント	沖縄県浦添市宮城5丁目 12番11号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、設計者、施工者及び発注者で構成する「工事調整会議」を実施し、当該工事に係る設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間の各種情報を共有することにより、当該工事の品質確保を図ることを目的としたものである。今回対象となる工事は供用中の高速道路や西原町道が隣接しており、周辺住民、事業者等への影響も最小限に抑えながら慎重に工事を行う必要があり、速やかな課題解決、迅速な対応が必須となる。以上のことについて、本業務の目的を速やかにかつ十分に履行できる者は当該工事に係る設計者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(沖縄県随契ガイドライン(2)-10-オ)の規定により、今回対象となる工事の設計を行った事業者(1者)による特命随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	中部土木 事務所	県道20号線(泡 瀬工区)工事調 整会議業務委 託(R5)	令和5年5 月10日	1,386,000	大日本コンサルタント株 式会社沖縄事務所	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備 工事における、工事請負者、設計者、工事発注 者で構成する工事調整会議を開催し、設計図 書と現場の整合性確認及び設計思想の伝達を 行い、各種情報の共有を図ることを目的とす る。 本業務の実施にあたっては、「工事調整会議」 実施要領(平成27年10月19日付 土技第898 号一部改正)第6. ②に基づく。本業務の目的 を速やかにかつ十分に履行できる者は当該工 事に係る設計者に限られることから地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号(沖縄県随契ガ イドライン(2)-10-オ)の規定により、今回対象と なる工事の設計を行った事業者(1者)による特 命随意契約を行った。	特命随意 契約
54	中部土木 事務所	街路事業総合 的技術支援業 務委託(R5)	令和5年4 月28日	12,848,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、パイプライン線における設計・積算、 監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施 するものであり、発注者の責務である発注関係 事務の適切な実施を品確法に基づき総合的に 支援する業務である。本業務の工事は、大規 模な盛土造成を行う工事であり、現道及び側道 の利用者、周辺住民にも配慮が必要である。さ らに、電力会社、通信会社、上下水道管理者及 び他占有者と占有工作物について、工事を進 めながら綿密に調整を行う必要があり、現場管 理には迅速な行政的判断が求められる。総合 的技術支援業務はその性質上、関係法令・制 度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が 必要である。また、工事受注者が不当に利益を 得ることや逆に不利益を被ることがないように、工 事発注者の立場として厳正に業務を実施する 必要がある。このため、業務において公平・公 正で適切な判断が求められることから、工事受 注者と利害関係がない独立した機関において 業務を実施する必要があり競争入札に適さな い。 (公財)沖縄県建設技術センターは、業務の性 質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き 等を適切に実施する能力と実績を有しており、 民間事業者との利害関係がない独立した唯一 の機関であることから、同センターと随意規約 を締結した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
55	中部土木 事務所	中部管内道路 及び河川ボラン ティア支援業務 委託(R5)	令和5年5 月15日	25,630,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。</p> <p>よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。</p> <p>このことから、本業務を適正に執行する能力を有し、豊富な緑化事業の経験と継続的に事業を実施している団体に該当するのは左記委員会のみであり、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付することは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により随意契約を行うものである。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
56	中部土木 事務所	中城湾港(西原 与那原地区)臨 港道路樹木管 理業務委託(R 5)	令和5年5 月22日	2,860,000	公益社団法人 西原町シ ルバー人材センター	沖縄県西原町字与那城1 35番地(2階)	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港西原与那原地区の臨港道路1号線(中部管内)及び2号線の樹木管理業務を委託するものである。 公益社団法人西原町シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢化の「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に法人認可されており、各方面で高齢者による事業を展開している。西原町シルバー人材センターの職種としては、清掃・草刈等を多く受託しており、まさに適材適所といえるところ、当事務所においても西原町与那原地区(マリンタウン)の中部管内臨港道路の樹木管理業務(除草等)を受託しており、その結果においては十分な成果を上げている。 当該センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターである。よってシルバー人材の活躍を図るため地元西原町シルバー人材センターと随意契約を行った。	特命随意 契約
57	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 5-1)	令和5年6 月30日	19,041,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	【業務内容】 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき本事務所が発注する工事について、工事監督代行業務及び積算代行業務を実施するものであり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を品確法に基づき総合的に支援する業務である 【契約相手方を特定する理由】 (公財)沖縄県建設技術センターは、実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において、現状では他に代わる者はいないことから、契約相手として特定するものである。 上記により随意契約を行った。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
58	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)工業用地 除草等管理業 務委託(R5)	令和5年6 月30日	4,400,000	公益社団法人 沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目 1番1号	第167条の2 第1項第3号	本業務は、中城湾港(新港地区)工業用地における未売却用地の除草業務である。 公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢化の「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に法人認可されており、各方面で高齢者による事業を展開している。沖縄市シルバー人材センターの職種としては、清掃、草刈等を多く受託しており、まさに適材適所といえるところ、当事務所においても新港地区内の道路等の除草業務を委託しており、その結果においては十分な成果を上げている。 当該センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターである。よってシルバー人材の活躍を企てるため地元沖縄市シルバー人材センターと随意契約を行った。	特命随意 契約
59	中部土木 事務所	宜野湾西原線 (森川)災害防 除工事(R5)	令和5年6 月14日	52,800,000	株式会社 京和土建	沖縄県那覇市字識名290 番地21	第167条の2 第1項第5号	本工事は、西原町森川地内における災害防除工事である。令和2年度に道路法肩にある『主の丘教会』よりアスファルトが沈下しているとの報告を受け、応急対応を行い令和4年8月に災害防除設計が完了、対策工を発注することとなった。 当該工事は、令和4年11月契約予定で指名競争入札を行ったが不調となり、その後指名対象業者を拡大して令和5年3月末契約予定で再度発注したが不調となった。 指名競争入札後、現場を確認したところ、法肩のアスファルト舗装沈下が急速に進行しており、早急な対応を行わなければ県民生活に支障をきたす恐れがあったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行った。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
60	宮古土木 事務所	比嘉ロードパーク外4箇所維持管理業務委託(R5)	令和5年5月25日	5,918,000	社会福祉法人 みやこ福祉会	沖縄県宮古島市平良下里3107番地の243	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。</p> <p>業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。</p> <p>同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
61	宮古土木 事務所	保良西里線外道路維持管理業務委託(R5)	令和5年5月26日	8,800,000	公益社団法人 宮古島市シルバー人材センター	沖縄県宮古島市平良下里416-4	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。</p> <p>宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置されて以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。</p> <p>高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
62	宮古土木 事務所	池間大橋橋詰広場外2箇所維持管理業務委託(R5)	令和5年5月24日	2,449,700	特定非営利活動法人 マーズ	沖縄県宮古島市平良狩俣1155-1	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。</p> <p>業務対応の可否について宮古管内の事業所への確認を行ったところ、対応可能とした事業所は当事業所のみであった。</p> <p>同事業所は、県及び民間の類似業務の受注経験も豊富であり、除草等の体制が充実していることから今回業務も適正に執行することが可能であるため契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
63	宮古土木 事務所	宮古管内道路 修景業務委託 (R5-1)	令和5年5 月25日	4,070,000	社会福祉法人 みやこ福 社会	沖縄県宮古島市平良下 里3107番地の243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行 うもので、障害者の社会参加及び雇用の促進 に資するものである。 業務可能と思われる事業所へ照会したとこ ろ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事 業所は契約事業所のみであった。 同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、 除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、 除草等の体制が整備されており、適正に業務を 執行することが可能であるため、契約の相手方 として選定した。	特命随意 契約
64	宮古土木 事務所	伊良部大橋支 承補修工事調 整会議業務委 託(R5)	令和5年5 月24日	2,475,000	(株)日本構造橋梁研究 所	東京都千代田区岩本町 3-8-15 FGEX岩本町ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、伊良部大橋支承補修工事につい て、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で 構成する工事調整会議を開催し、設計図書と 現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、 各種の情報共有を図るものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及 び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工 事の詳細設計を実施した業者が当該会議に参 加する必要があるため、当該業者と随意契約を 締結する。	特命随意 契約
65	宮古土木 事務所	宮古管内橋梁 点検支援業務 委託(R5)	令和5年5 月30日	2,673,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、別途発注の宮古管内の橋梁点検結 果により得られた点検結果等を、沖縄県建設技 術センターが排他的権利権を有する「公共施設 情報システム」に登録するものである。 同システムに登録することにより、土木建築部 全体でその成果が共有及び統合され、公共施 設の効率的な管理運営を図ることが出来る。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
66	宮古土木 事務所	宮古管内道路 ボランティア支 援業務委託(R 5)	令和5年6 月9日	13,079,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町新川13 5	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民との協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った、学識経験者を含む『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須であり、沖縄県内において条件を満たすものは当該事業者のみであることから、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
67	宮古土木 事務所	平良下地島空 港線道路台帳 作成業務委託 (R5-2)	令和5年6 月26日	2,090,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、平良下地島空港線の台帳作成を目的としており、工事の竣工図(電子納品)を基に道路台帳を作成し、「OCTC公共施設情報管理システム」への登録までを行うものである。</p> <p>「OCTC公共施設情報管理システム」は、(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センターという)が保有するシステムで、著作権・使用権は、建設技術センターが有している。</p> <p>よって、同システムを保有する建設技術センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。</p>	特命随意 契約
68	宮古土木 事務所	池間大橋補強 工事調整会議 業務委託(R5)	令和5年5 月15日	781,000	(株)ホープ設計	沖縄県那覇市首里赤田 町3-5	第167条の2 第1項第2号	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。</p> <p>本業務は、池間大橋補強工事について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。</p>	特命随意 契約

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
69	宮古土木 事務所	道路事業技術 審査等支援業 務委託(R5)	令和5年4 月18日	913,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報に接することとなるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない業務である。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、センターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約